

瑞浪市地域公共交通計画策定について

1 概要

地域公共交通計画は、「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする「マスタープラン」としての役割を果たすものであり、地方公共団体が地域の移動に関する関係者を集めて協議会を開催しつつ、交通事業者や地域の関係者等との個別協議を重ねることで作成していくものである。

地域の移動手段を確保するために、住民などの移動ニーズにきめ細かく対応できる立場にある地方公共団体が中心になって、交通事業者や住民などの地域の関係者と協議しながら、同計画を作成する必要がある。

本市の公共交通に係る現計画は、「瑞浪市地域公共交通総合連携計画」（以下、連携計画。）及びその計画に基づいた「瑞浪市生活ネットワーク計画」の2つであるが、連携計画の期間が平成26年度から令和5年度であるため、次の計画の策定が必要となっている。また、令和2年11月に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」（以下、活性化再生法。）が改正されたことにより、地方公共団体における地域公共交通計画の策定が努力義務化された。

上記に伴い、本市では、令和5年度の単年で地域公共交通計画の策定に取り掛かるため、令和4年度より同計画に記載する情報等を収集し、基本的な方針を設定していく。

2 地域公共交通計画に必要な項目について

計画に記載すべき項目は、次のとおり。※活性化再生法第5条第2項より

- ・地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
- ・計画の区域
- ・計画の目標
- ・計画に記載する目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項
- ・計画期間
- ・その他、計画の実施に関し必要と認める事項

3 計画の区域における重点地区の設定について

「瑞浪市地域公共交通計画」では、コミュニティバスの利用者の減少、デマンド交通の稼働率及び新規登録者の減少のため、陶地区と大湫地区を重点地区として記載し、課題の解消及び公共交通の利用促進に努めていく。